

運 営 規 程

指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所 防府幸楽苑

【名 称】訪問リハビリテーション事業所 防府幸楽苑

【所 在 地】防府市大字台道 1634-1

【指定番号】3550680007

【連 絡 先】電話番号 (0835) -28-3323 -

F A X (0835) -32-3220

携帯電話 090-3038-7437

【担 当】医 師 松谷 博之

管 理 者 松谷 博之

【従業員数】作業療法士 1名

理学療法士 1名

【営業日及び営業時間】

☆営業日 月曜日から金曜日まで。

ただし国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

☆営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。

【目 的】

要介護状態又は要支援状態であって、かかりつけの医師が指定(介護予防)訪問リハビリテーションの必要を認めた方に適正なサービスを提供します。

【方 針】

1. あなたの要支援・要介護状態等の軽減、全体的な日常生活動作の維持回復を図り、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
2. サービスの提供にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

【事業内容】

指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容は次のとおりです。

- 1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)と連携を図ります。
- 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って指定(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。
- 3 (介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき、指定(介護予防)訪問リハビリテーションのサービスを提供します。
- 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
- 5 それぞれの利用者について、指定(介護予防)訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- 6 リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、適切なサービスを提供します。

【通常の事業の実施地域】 通常の事業の実施地域は防府市、山口市です。

【利 用 料】(介護予防)訪問リハビリテーションサービスの利用単位ごとの利用料及びその他費用は以下のとおりです。

利用者負担額(介護保険(1割負担)を適用する場合)について

区分		利用料	利用者負担額
理学療法士、作業療法士による居宅訪問リハビリテーション	基本報酬 (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	1回 3,080円	1回 308円

理学療法士、作業療法士による 予防訪問リハビリテーション	基本報酬 (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	1回 2,980円	1回 298円
---------------------------------	---------------------------------	--------------	------------

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
短期集中リハビリテーション 実施加算	2,000円	200円	1回当たり
リハビリテーション マネジメント加算 2,3	2,130円	213円	1月当たり
事業所の医師が利用者または家族に対して利用の同意を受けた 場合 ※介護予防算定なし	2,700円	270円	1月当たり
サービス提供体制強化 加算(I)	60円	6円	1回当たり

※ ①当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者(②に該当する場合を除く)又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合は上記金額の90/100となります。

②当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対し、(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合は上記金額の85/100となります。

※ 指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わ

ずに利用者に対して指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合、1回につき、利用料が500円(利用者負担50円)減額となります。(別の医療機関の医師が適切な研修の終了等をしていること等厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に限る。)

※ 短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、退院・退所又は認定日から3月以内の期間に主治医の指示のに基づき、継続してリハビリテーションを実施する場合、週に12回まで行うことができる。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の(介護予防)訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

☆交通費は 防府市、山口市の利用者の方は必要ありません。

当事業所の通常の事業実施地域以外の場合、
事業所から片道概ね20km以上の方は、訪問1回につき500円頂きます。

(介護予防)訪問リハビリを提供した場合所得に応じて、その費用の1割~3割(3割は平成30年8月1日施行)を利用料としてお支払いいただきます。利用料は、月1回定められた日にお支払い願います。その他、日常生活上必要な物品は実費、頂きます。

【苦情処理】

苦情やご相談は、管理者松谷博之が受け付けます。迅速かつ適切に対応します。

連絡先：訪問リハビリテーション事業所 防府幸楽苑

TEL0835-28-3323

防府市高齢福祉課 TEL0835-25-2128

山口市介護保険課 TEL083-934-2795

山口県国民健康保険団体連合会 TEL083-995-1010

【事故発生時の対応】

1. サービス提供時に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事故に関する御相談、お話し合いには誠意を持って応じると共に、事業所が損害を賠償すべき事案については損害賠償を行います。なお当事業所は 東京海上日動株式会社の「介護老人保健施設総合保障制度」に加入しておりますので、賠償できる損害の範囲や賠償額等について詳しくお知りになりたい方はお申し出下さい。
3. 事故発生後、管理者、関係職員が速やかにご利用者や従事中の職員等に事情聴取を行うとともに必要な場合は現場検証を行い、原因の解明を行います。原因が解明された後、職員で構成する「医療安全対策委員会会議」で再発防止策を取りまとめてご利用者にご説明します。なお、当事業所では「事故発生対策マニュアル」を作成していますので、詳しくお知りになりたい方はお申し出下さい。

【守秘義務等】

(介護予防) 訪問リハビリを提供する上で知り得た利用者及び

御家族等に関する事項を第三者に漏洩しません。

この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。

【(介護予防) 訪問リハビリテーションサービスの契約における

個人情報同意について】

利用者及びその家族に係る個人情報（氏名、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他一切の利用者や家族個人に関する情報等）を、サービス担当者会議等において介護支援専門員、担当医、他のサービス担当者に提供する事に関しては御了承願います。

【虐待の防止のための措置に関する事項】

当苑では虐待の防止に努め、従業者に対する虐待の防止のための研修を行い、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき、虐待の防止の徹底を行う。

虐待の防止に関する措置を適切に

実施するための担当者 管理者松谷博之

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年7月1日から施行する。

この規定は、令和4年9月1日から施行する。

この規定は、令和5年3月1日から施行する。

この規定は、令和5年5月1日から施行する。

この規定は、令和5年11月1日から施行する。

この規定は、令和5年12月16日から施行する。

この規定は、令和6年4月16日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年7月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。